

不用品回収は作業前に必ず見積もりを取りましょう

【事例】

インターネットで「2トントラックに載せ放題で5万円」という広告を見て、不用品の回収を依頼した。しかし、トラックに荷物を積み込んだ後で10万円以上の請求を受けた。

【アドバイス】

荷物の量によって、追加費用がかかるときや別途必要な費用（リサイクル料、交通費、見積もり費用など）が発生することがあります。不用品の回収を依頼するときは、事前に複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう。また、不用品

品の収集や運搬には一般廃棄物処理業の許可が、買取りには古物商の許可が必要です。許可を受けている業者かどうか併せて確認しましょう。

当日は荷物を積み込む前に再度料金を尋ね、納得してから作業を始めてもらうようにすると安心です。困ったときには早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

「サブスク契約」解約し忘れに要注意

【事例1】 パソコンの調子が悪く、原因を調べるためにネットで検索した。一番上に出てきた質問サイトを利用し、利用料500円をクレジットカードで支払った。半年後、カードの利用明細を見ると毎月5000円が引き落とされていた。

【事例2】 1週間の無料体験のために、ダイエットトレーニングアプリをダウンロードした。退会したと思っていたら継続課金になっていた。

【アドバイス】 サブスクリプション（サブスク）は、「月額〇円で使い放題」のような定額制サービスです。映像配信や電子書籍、音楽の他にも

洋服や家具のレンタルなどさまざまな分野に広がっています。お得感がある一方、使わなくても退会しなければ料金が引き落とされるため、注意しましょう。

また、クレジットカードの利用明細は毎月確認しましょう。困ったときは、早めに、消費生活センターへご相談ください。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

ネット通販 注文を確定する前に必ず確認を

【事例1】

スマートフォンに表示された広告を見て美容液を注文した。初回は格安で購入できる定期コースで、いつでも解約できると書いてあったので、初回だけ購入するつもりで注文した。初回の商品が届いて1週間後、予想よりも早く2回目の商品が届いたため慌てて返品しようとしたが、断られてしまった。

【アドバイス】

事例のような相談が全国で増加しています。そのため、特定商取引法が改正され、6月1日から通販業者は最終確認画面に次の事項を分かりやすく表示することが義務付けられました。

①商品の数量②総額③支払いの時期・方法④引渡し
の時期⑤解約方法

通信販売はクーリング・オフが適用されず、原則として業者のルールに従うことになります。注文を確定する前に内容をよく確認し、最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。申し込んだ後でも、誤解を招くような表示があれば、契約の取り消しができる場合があるので、消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

電話やメールによるお金の話は詐欺を疑う癖を

公的機関などになりすました電話やメールによる詐欺が多発しています。不審な電話やメールには注意してください。

【事例1】

「〇〇市役所です。介護保険料の還付金があります。今からATMに行き手続きをしてください」という不審な電話があった。

【事例2】

「〇〇省です。生活困窮者に支援金を支給します」というメールが届き、指示に従ってコンビニで電子マネーを購入し、手続きをしたが、なかなかお金を受け取れない。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。詐欺にあわないために、「固定電話は留守番電話に設定する」「メールは件名や本文、メールアドレスを確認する」「口座情報や暗証番号を教えな



い」「公的機関を名乗る場合は、自分で調べた番号にかけ直し、事実を確認する」などの対策をしましょう。お金の話が出たら詐欺を疑い、消費生活センターへお問い合わせください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

18歳から契約できるクレジットカードの使い方を考えよう

【事例】

大学で使うパソコンをクレジットカードで購入した。毎月の支払いが一定額なのでバイト代で返せると思い、リボ払いを気軽に利用した。半年後にクレジットカードの利用明細を確認したら、高額な支払い残高が残っていた。

【アドバイス】

18歳になると、親権者の同意がなくてもクレジットカードを作ることができます。手元にお金がなくても買い物ができるという意味では借金をしていることと同じです。トラブルにならないために「支払計画をしっかり立てる」「手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意する」「利用明細は必ず確認する」「カードは他人に貸さない」など注意してください。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターへお問い合わせください。



18歳から大人



人に貸さない」など注意してください。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターへお問い合わせください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

光回線の勧誘 その場で判断せず、しっかり検討を

【事例】

「インターネットの光回線を引き直す工事をしている。この地域のすべての家を訪問し、案内している」と自宅に業者が訪ねてきた。

【アドバイス】

現在契約している会社と思わせるような勧誘で別の会社と契約させられたとのトラブルが発生しています。内容を確認せずに契約すると違約金や工事費など、高額な支払いが発生する恐れがあります。

トラブルにならないために、その場で1人で判断せず、家族で話し合うなどしっかり検討してください。契約してしまっても、契約書を受け取って8日以内であれば「初期契約解除制度」を利用して解約することができます。困ったときは早めに消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

長期間のエステ契約は慎重に

【事例1】 エステコースを契約し、現金一括で支払った。コロナの影響もありエステに行けないため、「解約したい」と電話すると「契約期間（サービス提供期間）外だから返金できない」と言われた。

【事例2】 18回コースのエステ契約をした。代金はローンを組んで、分割で信販会社へ返済中。その後、エステ店から「営業を停止した」というメールが届いた。まだ5回しかエステを受けていないが、信販会社への返済は今後どうなるのか。

【アドバイス】 最近、コロナの影響で、エステの相談が全国的に増えています。エステのように継続して受けるサービスで契約金額が5万円以上かつサービス提供期間が1か月以上の契約は、8日間のクーリングオフや、中途解約ができます。ただし、事例1のように、契約期間（サービス提供期間）が過ぎると中

途解約はできません。期間は契約書に書かれているので、必ず読んで保管しましょう。事例2のように倒産したら、返金を求めることは困難です。引き落としを止めるには、信販会社へ相談してください。ただし、対応は信販会社次第です。契約は慎重にしましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターへ問い合わせください。

【問】 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



「還付金」「給付金」電話でこの言葉を聞いたら詐欺に注意

【事例】

自宅に市役所介護保険課の職員を名乗る男から電話があり、「介護保険料の還付金がある。受け取るには銀行口座の情報が必要だ」と言われた。おかしいと思い、「役所に行って手続きする」と言うのと切られた。市役所に電話で確認すると電話詐欺だと分かった。

【アドバイス】

役所など公的機関の職員を名乗り、「医療費や介護保険料の還付金がある」という内容の電話が各地で多発しています。公的機関が電話で銀行口座や暗証番号を聞くことはありません。介護保険料の還付金手続きはATMではなく、書面でのやり取りになります。柳川警察署管内でも今年の1月に100万円の還付金詐欺被害が発生しました。

固定電話は普段から留守番電話通話にして、



かけてきた相手を確認してから電話に出る、迷惑電話防止機能がついた電話機にするなどの対策をお願いします。

【問】 消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

海産物の電話勧誘販売 送り付けトラブルに注意

【事例 1】

「お正月用のカニなどの海産物はいいませんか」と自宅に電話があり、断りきれずに注文した。家族に必要なと言われたので解約したい。

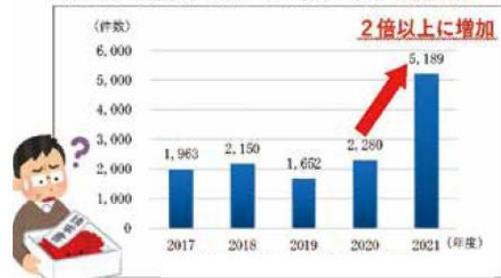
【事例 2】

注文していない海産物が届き、代金を請求された。

【アドバイス】

海産物の電話勧誘や送り付けトラブルの相談が全国的に増加しています。事例 1 は電話勧誘のため、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。事例 2 は送り付け商法です。商品を受け取っても、

海産物の電話勧誘・送り付けの相談件数（国民生活センター）



代金を支払う必要はありません。注文したかどうか分からない商品が届いたら、すぐに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

5 広報やながわ 2022/12/15

工事や修理の契約は慎重に検討しましょう

【事例】

数年前に近所で工事をしたという事業者が来訪した。話を聞くと、「足場代はかかりません」と言うので、業者を信用して外壁塗装を依頼した。材料費だけ先に払うよう言われ、工事代金の一部を渡した。翌日、塗料や工具箱などを運び込んだが足場は組まず不審に思った。工事初日、午前中だけ作業してその後は来ない。電話をかけたが、使われていないと音声の流れつながらなかった。

【アドバイス】

事例は訪問販売で、契約後 8 日間はクーリング・オフが可能です。ただし、領収書の住所が本物でなければ事業者が届きません。工事や修理代金の前払いは倒産や人手不足で作業がされないリスクがあります。事業者の言うことを信用せず、複数の事業者から見積りをもらい比較することが大切です。事業者を選ぶときは▷地域で実績があるか▷国に登録された住宅リフォーム事業者団体に加



盟しているかなど慎重に検討してください。高額な工事費用は分割して支払うときも、できるだけ完成後の支払いを主にした契約をしましょう。不審に思ったときは、早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

新生活 賃貸借トラブルに注意しましょう

【事例1】 賃貸マンションの契約後、都合が悪くなり入居できなくなった。部屋に一度も入ることなく解約したが、支払った費用をほとんど返してもらえなかった。

【事例2】 賃貸アパートで喫煙していたため、退去時に壁紙の全面張替え費用を請求された。

【アドバイス】 新生活に向けて、賃貸住宅の契約が増える時期です。トラブルを防止するため、次のことを注意しましょう。

●**契約前**=▷物件は必ず見に行く▷気になる箇所は写真を撮っておく▷契約書の内容（禁止事項・修繕・退去費用・特約など）をよく確認する

●**入居中**=▷借りていることを意識して、できるだけきれいに使う▷雨漏り、トイレの水漏れなどのトラブルが発生したらすぐに貸主に連絡する

●**退去時**=▷丁寧に掃除し、気になる箇所は写真を撮っておく▷確認作業には必ず立ち会う▷請求された費用の内訳を確認する

国土交通省のガイドラインでは、「通常の使用



では起きないような損傷があるときは、賃借人に原状回復義務がある」となっています。特にたばこのヤニや臭いは高額を請求される恐れがあるため、十分に注意してください。

【問】消費生活センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004)

悪質商法

多重債務

架空請求

困ったときは迷わず相談を!

柳川・みやま消費生活センター
(柳川市役所 大和庁舎1階)

☎ 0944-76-1004



みやま消費生活センター
こっぴー

暮らしに役立つお金の情報は…
知るほど **検閲**

このマガネットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行福岡支店内)の協賛会で作成しています。



みやま消費生活センター
くっぴー